平成２３年（フ）第２４２号
愛媛県東温市田窪766番地３
債務者　木村千佳代
１　決定年月日時　平成23年６月９日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　水口　　晃
４　破産債権の届出期間　平成23年７月22日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月８日午後３時20分
６　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
松山地方裁判所

平成２３年（フ）第３４９５号
兵庫県西宮市樋之池町６番17―409号
債務者　嶋田　和年
１　決定年月日時　平成23年６月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　新宅　正人
４　破産債権の届出期間　平成23年７月25日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年８月25日午後３時30分
６　免責意見申述期間　平成23年８月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７７３号
京都府長岡京市馬場見場走り20番地の77
債務者　木村　良弘
１　決定年月日時　平成23年６月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　神崎　　哲
４　破産債権の届出期間　平成23年７月22日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月７日午後３時30分
６　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１３４２号
名古屋市中区大井町３番31号　パレス大井11Ａ号室、住民票上の住所名古屋市中区大井町６番４号
債務者　大橋　正敬
１　決定年月日時　平成23年６月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　鈴木　隆臣
４　破産債権の届出期間　平成23年７月８日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月８日午後２時５分
６　免責意見申述期間　平成23年８月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２７９号
群馬県館林市南美園町13番地の９
債務者　石村　嘉人
１　決定年月日時　平成23年６月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　新藤　正敏
４　破産債権の届出期間　平成23年８月26日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月26日午後３時30分
６　免責意見申述期間　平成23年８月26日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２３年（フ）第１８７号
愛知県刈谷市今川町上池51番地１　ハイツ塚本106号、前住所愛知県安城市和泉町北本郷233番地
債務者　加古　昭郎
１　決定年月日時　平成23年６月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　永谷　和之
４　破産債権の届出期間　平成23年７月27日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月12日午後３時55分
６　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第１９５号
岡山県倉敷市児島上の町２―７―28　ジョイフルポート岡Ａ号棟201、住民票上の住所愛知県安城市根崎町東石谷18番地
債務者　石原　賢悟
１　決定年月日時　平成23年６月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　永谷　和之
４　破産債権の届出期間　平成23年７月27日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月12日午後３時55分
６　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第１９６号
岡山県倉敷市児島下の町１丁目４―24　ヒルズハウス201、住民票上の住所愛知県安城市根崎町東石谷18番地
債務者　石原　大蔵
１　決定年月日時　平成23年６月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　永谷　和之
４　破産債権の届出期間　平成23年７月27日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月12日午後３時55分
６　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第７８号
茨城県牛久市柏田町3752番地の８
債務者　木村　雄二
１　決定年月日時　平成23年６月３日午後２時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　白岩　大樹
４　破産債権の届出期間　平成23年７月４日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月16日午前11時
６　免責意見申述期間　平成23年９月２日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２３年（フ）第３７号
長野県岡谷市神明町４―18―16、住民票上の住所長野県岡谷市本町４丁目２番12号　第２和光ビル301号
債務者　佐藤　幸男
１　決定年月日時　平成23年６月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　北川　和彦
４　破産債権の届出期間　平成23年７月11日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月９日午前10時
６　免責意見申述期間　平成23年９月２日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２３年（フ）第２９号
兵庫県美方郡新温泉町正法庵14番地の３
債務者　山本　雅仁
１　決定年月日時　平成23年６月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　辻本　武之
４　破産債権の届出期間　平成23年７月20日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月13日午後４時40分
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
７　免責意見申述期間　平成23年８月３日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２３年（フ）第３０号
兵庫県美方郡新温泉町正法庵14番地の３
債務者　山本由美子
１　決定年月日時　平成23年６月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　辻本　武之
４　破産債権の届出期間　平成23年７月20日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月13日午後４時40分
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
７　免責意見申述期間　平成23年８月３日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２３年（フ）第３６号
兵庫県豊岡市中央町８番18号
債務者　小國　重信
１　決定年月日時　平成23年６月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　前田　貞夫
４　破産債権の届出期間　平成23年７月20日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月27日午後４時30分
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
７　免責意見申述期間　平成23年８月３日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２３年（フ）第５３５号
広島市安佐北区可部町大字南原523番地４
債務者　坂本　康子
１　決定年月日時　平成23年６月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　大松　洋二
４　破産債権の届出期間　平成23年７月８日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月14日午後２時30分
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
７　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
広島地方裁判所民事第４部